

市税などの納め忘れはありませんか？

11月は収納対策強化月間です

納税推進訪問を行います

市税は自主財源の根幹ともいえる収入です。桜川市の事業を実施するにあたって必要不可欠なものです。

そこで、市税などが未納となつているご家庭を、納税推進に市職員が訪問します。訪問は、夜間または休日となります。なお、訪問する市職員は必ず徴税吏員証を携帯しています。

■対象となる市税・料金／住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

納付には口座振替が便利です
口座振替の手続きがしてあれば、「ついで、うっかり」などがなくなり確実です。振替手数料などはかかりません。

一度手続きされますと毎年自動更新となりますが、死亡・所有権移転などで納税義務者が変更された場合は新たな

に手続きが必要となりますのでご注意ください。

手続きは、市内の金融機関や郵便局、市役所各庁舎の窓口で簡単に行えます。(通帳・通帳印・納税通知書などをご持参ください。)

滞納者に対する滞納処分を強化しています

滞納者に対する滞納処分を強化しています。これらのお知らせが届いたら速やかに納付をお願いします。

そのまま放置し、納税相談も無い場合には滞納処分の対象となり、財産調査、預貯金・生命保険・給与などの差押えを行うこととなります。ご本人への事前通知や同意などが必要なく行うことができます。

納税相談を行っています

滞納処分の件数は、毎年、増加傾向にあります。一括納

付が困難な場合は、納税相談を受けましょう。

納税相談・納税などにご利用いただけるように、平日延長業務・休日業務を行っています。

■場所／市役所大和庁舎1階 収税課

■平日延長窓口

・実施日／毎週木曜日

・時間／19時30分まで

■休日納税相談

・実施日／毎月の最終日曜日

・時間／9時～16時

※ただし、今年12月は22日(日)となります。

平成24年度滞納処分件数

	差押え物件	件数	税充当額
差押え	不動産	87	12,889,437
	預貯金	59	
	所得税の還付金	51	
	給与等	10	
	生命保険	20	
	出資金等	3	
公売	不動産	11	3,591,100
合計	—	241	16,480,537

収納対策強化月間Q&A

Q 同じ地区に住んでいる市職員が納税推進に家に来たのだが？

A 毎年行っている収納対策強化月間には全職員で対応しています。地理に精通していることなどもあり近隣の職員が伺うことがあります。

Q 勤務先の上司に呼び出されて給与照会がきていた。慌てて納付したが、勤務先に知らせることはプライバシーの侵害ではないか。

A 税金などを滞納すると法律に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限により調査を受ける事業所は協力しなければなりません。なお、これらの財産調査は個人情報保護法には抵触しません。

■問合先／収税課(☎0296-5815621直通 ☎5815111・7513111(内線1137・1139))

🍁 交通事故相談会開催のお知らせ 🍁
 日時: 11月23日(土) 9:30~18:30
 場所: 弁護士法人 萩原総合法律事務所
 予約制となります。どなたも無料でご相談いただけます。

🍁 無料法律相談会開催のお知らせ 🍁
 日時: 12月1日(日) 9:00~17:00
 場所: 弁護士法人 萩原総合法律事務所
 予約制となります。どなたも無料でご相談いただけます。

弁護士法人 萩原総合法律事務所 茨城県弁護士会所属 弁護士 萩原 慎二
 筑西市乙828番3 SATOHビル2階(JR下館駅南口徒歩30秒) ☎0296-48-8875 (月~金 9:00~12:00, 13:00~17:30)